

「規制の政策評価における競争状況への影響の把握・分析」の本格的実施について

平成29年7月31日

公正取引委員会

- 1 規制の新設又は改廃は競争状況に影響を与えることがあるところ、競争状況に与える影響の評価（以下「競争評価」という。）については、これまで試行的実施として行われ、規制の事前評価書（規制を新設又は改廃する際に発生する効果や負担を行政機関が予測・評価するもの）への記載は任意であった。
- 2 平成29年3月6日、総務省政策評価審議会政策評価制度部会において「規制に係る政策評価の改善方策」が取りまとめられ、競争評価を本格的実施に移行すること、具体的には、競争評価を行い、競争に影響を及ぼす可能性があるとの結果となった場合には、その旨を規制の事前評価書に記載することを義務付けることが望ましい等とされた。
- 3 平成29年7月28日、「規制の政策評価の実施に関するガイドライン」（政策評価各府省連絡会議了承）において、競争評価については、公正取引委員会が定める手法により把握すること、また、競争に影響を及ぼす可能性があるとの結果となった場合には、その旨を規制の事前評価書へ記載することが必要である等とされた。
- 4 これを受け、公正取引委員会は、競争評価の手法等について、「規制の政策評価における競争状況への影響の把握・分析に関する考え方について」[別紙1](#)及び「競争評価チェックリスト」[別紙2](#)を作成し、これを公表することとした。

※規制の政策評価制度については、総務省ホームページ参照。

(http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/seisaku_n/zizenhyouka.html)

問い合わせ先 公正取引委員会事務局経済取引局調整課
電話 03-3581-5483（直通）
ホームページ <http://www.jftc.go.jp/>